

- 3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項【景観法第8条第2項第2号関係】  
 行為の制限に関する事項は、次表に示す地区の区分毎に定める。各区分の区域は計画図参照。

区分の名称	
フラワータウン地区	フラワータウン地区
	指定道路フ - A
ウッディタウン地区	ウッディタウン地区
	センチュリーパーク地区
	ウッディタウン南端地区
	さくら坂地区
	指定道路ウ - A
	指定道路ウ - B
カルチャータウン地区	学園地区
	学園3丁目街区
	学園4丁目街区
	ワシントン村街区
	学園6丁目街区
	学園7丁目街区
	学園8丁目街区
	指定道路カ - A
	指定道路カ - B
	指定道路カ - C
指定道路カ - D	
友が丘地区	友が丘地区
	指定道路ト - A
つつじが丘地区	つつじが丘地区
	指定道路ツ - A
テクノパーク地区	テクノパーク地区
	テクノパークセンター地区
	第2テクノパーク地区

**【基準の適用に関する特例】**

市長が、当該建築物及び工作物の存する地域の景観形成に支障がないと認めたものについては、その範囲内において、次項に示す景観形成基準を適用しないことができる。ただし、認定を行うにあたっては、あらかじめ、良好な景観の形成に関して市長が設置した景観審議会審査部会の意見を聞かなければならない。また、市長が認定を行うにあたっては、地域の景観形成を図る観点から、必要な範囲において条件を付することができる。

【建築物の壁面および工作物の色彩基準の適用に関する特例】

着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス等の材料によって仕上げられた部分については、当該基準を適用しない。

【用語の定義】

次頁以降に示す景観形成基準に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

用途地域	都市計画法第8条第1項に基づき定める用途地域をいう。
低層建築物	地上3階以下、かつ、高さ10m以下の建築物
中層建築物	地上4階以下、または高さ10m超15m以下の建築物
高層建築物	高さ15m超の建築物
低層階	建築物の地上3階以下、かつ、高さ10m以下の部分
中層階	建築物の地上4階以下、または高さ10m超15m以下の部分
高層階	建築物の高さ15m超の部分
緑化率	敷地面積のうち、植栽によって緑化された部分の面積の割合。ただし、屋上緑化による面積の割合は含まない。
緑視率	視界に占める植栽等の緑の割合をいう。
緑視面積	別途定める方法により算定された敷地の道路境界線上における植栽等の立面換算面積をいう。
道路に面する敷地の部分	都市計画法第8条に基づき定める地域地区および同法第12条の4に基づき定める地区計画等に定められた壁面の位置の制限また外壁の後退距離のうち、敷地の道路境界からの距離が最大の線と道路境界線とに囲まれた部分をいう。